1003-01-02

一般社団法人日本原子力学会

海外情報連絡会

米国原子力学会(ANS) Reactor Technology Award審査員選出に関する細則

2021年11月15日　2021年度第3回海外情報連絡会運営小委員会承認

（目的）

第１条　本規約は「海外情報連絡会規約」（1003-01）第1条および第3条に基づき，海外情報連絡会（以下，「本連絡会」という）が，米国原子力学会（American Nuclear Society，以下，「ＡＮＳ」という）がおこなうReactor Technology Award審査のため，その審査員（以下，「審査員」という）の選出方法等を定めるものである。

（任務）

第２条　審査員は，毎年最大１回ＡＮＳより指定されるReactor Technology Award候補者の審査にあたる。

２　審査員は，本連絡会へ審査経緯および結果の報告をおこなう。

（資格）

第３条　審査員は，日本原子力学会会員とする。

２　審査員は，原子力技術に広く精通し，業績があることが望ましい。

（人数）

第４条　審査員は１名とする。

（任期）

第５条　審査員の任期は3年とし，再任を妨げない。

２　4月から翌年3月までを1年とする。

（選出方法）

第６条　審査員は，ＡＮＳから具体的な審査依頼を受ける前に，3年毎に予め選出する。

２　本連絡会は，国際活動委員会の助言を受けた上で，審査員候補者を選出する。

３　本連絡会連絡会長は本連絡会を代表し，審査員候補者を国際活動委員会へ推薦し，承認を取得する。

（任命）

第７条　国際活動委員会の承認後，本連絡会連絡会長は本連絡会を代表し，第6条にて選出・承認された者を，審査員として任命する。

（通告）

第８条　本連絡会連絡会長は本連絡会を代表し，審査員任命後，国際活動委員長名で，速やかにＡＮＳへ通告する。

２　なお，理事会に対しては，必要に応じて，国際活動委員会から報告される。

（改定）

第９条　本細則の改定は，本連絡会運営小委員会が決定し，本連絡会全体会議，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　2021年11月15日　2021年度第3回海外情報連絡会運営小委員会制定，同日施行
2021年11月16日　部会等運営委員会メール報告，2021年11月30日　第5回理事会報告